

報告

2010 年秋の天文教育フォーラム

著作権について理解しよう～天文学の知的財産を
教育・アウトリーチ現場で存分に活用するために

仲野 誠（大分大学教育福祉科学部）

1. はじめに

金沢大学角間キャンパスにおいて、日本天文学会秋季年会の会期中の9月22日の午後5時から表記のフォーラムが実施されました。これは本会と日本天文学会の共催イベントです。著作権という、やや硬いテーマにもかかわらず約100名の参加がありました。最近の世の中の流れの中で、著作権というものは提供される側にとってはさほど意識がないものですが、著作物を提供する側にとっては非常に重要なものです。そして、われわれのような教育や普及に関わる者にとっても、面倒だと避けて通れるものではなくりつつあるのが現実です。当日のフォーラムの進行は実行委員の中から京都産業大学の中道さんと国立天文台の縣さんがつとめられました。

2. 著作権について理解しよう

まず最初に、常磐大学の坂井知志さんが専門家の立場から「教育普及に関する著作権問題について」話されました。著作物を複製するには、学校での正規の授業以外では基本的には許諾が必要であること（著作権法35条）は意識している教育関係者や研究者はどの程度いらっしゃるでしょう。著作権法を意に介さない利用者の多発に著作権者のいら立ちがつのりつつある現実を放置した結果、さまざまな方面から著作権者を保護する枠組みが次第に徹底されつつある現実が紹介されました。しかしそれによって、教育や普及などへの利用者側からは使いにくくなることへの危惧もあります。したがって、われわれも著作権法

を正しく理解することで、きちんとそれに対抗することの必要性を述べられました。そして著作権法を知るために参考となる情報源をいくつか紹介されました。たとえば文化庁Webサイトにある、契約書を作成支援するサイト[1]や著作者の意思表示をする自由利用マークの紹介ページ[2]、著作権情報センターのQ&A[3]、メディア教育開発センター等を挙げられていました。その他、日本書籍出版協会や文部科学省のエル・ネット（教育情報通信ネットワーク）の著作権ガイドラインなども紹介されました。著作権というものは人格権と財産権の二つの権利が合わさったもので、教育利用の場合は人格権を行使しないように契約することも可能なようです。また教育の範囲を広くとらえ、正規授業以外にも道を開くような対抗策を練る必要性について述べられました。



図1 講演する坂井氏（撮影：渡會兼也氏）

次に、国立天文台の永井智哉さんが「国立天文台の知財流通促進に向けた取組と今後」

について話されました。国立天文台における画像利用申請窓口が一本化されたことや、商用や出版利用には届け出が必要であること、今年の6月には国立天文台の知財利用を担当する合同会社(LLC)が設立されたことなどを報告されました。

最後に、郡山市ふれあい科学館スペースパークの水谷有宏さんが「天文素材共有システムの紹介」として、従来のPAONETを発展させた会員制の画像共有システム Stella Cellar[5]を紹介されました。市販ソフトをチューニングして使うよりも、利用者からのさまざまな要望に対応できるような検索機能を付け、提供者・利用者がともに安心できるシステムを目指しているとの報告がありました。



図2 会場の様子(撮影:渡會兼也氏)

3. 今後の方向性

その後短時間ながら、3名の登壇者に日本天文学会の天文教育理事の半田さん、進行のお2人が加わり、パネル討論となりました。以下では中道さんと半田さんが天文月報に出される予定の報告[5]も参考にしつつ、まとめてみます。

提供者側に対しては、広く利用して欲しいコンテンツには自分たちが想定している教育利用・非商業利用についてできるだけ詳しく具体的に書く必要があることが指摘されました。また、NASAなどはインターネット公開画像の利用は原則自由という方針になっているため、同程度の簡便な手続きによる画像公開を国立天文台や宇宙科学研究所などで検討

して欲しい旨の要望も出されました。

広く教育利用のためのガイドラインは、天文関係者だけで作るよりもっと広い範囲で過去のデータも含めて使いやすいものを作成するのが望ましく、グレーゾーンは学会のガイドラインで慣例を作ってゆくことや、その際には十分長期のスパンで考えることの重要性などが指摘されました。商業利用という言葉の定義が教育分野においてはなじまないものがある(謝金をもらうだけでも商用利用?)ことや、教育をもっと広義に定義すべきで、正規授業のみに限定運用されることは問題で違和感も覚えるなどの意見も出ました。しかし、それを乗り越えるには、そのギャップを埋める努力が必要で、当面は権利者とは別の観点からの検討も必要ではないかとの意見も出ています。今後は本会や日本天文学会でも協力して検討すべきでしょう。

基本的には契約が優先されますが、アメリカの場合は著作権は結構ルーズで、判例で決めてゆくようになっていることは私には新鮮な驚きで、その難しさも実感しました。著作権についてはこれを機会に今後もしっかりと考え続けていくことが必要でしょう。

文 献

- [1] 文化庁契約書を作成支援サイト
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyakusho_sakusei.html
- [2] 自由利用マーク
<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/index.html>
- [3] 著作権情報センターのQ&A
<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>
- [4] 公開天文素材共有システム StellaCellar
<http://planetx.edu.wakayama-u.ac.jp/>
- [5] 天文月報 2010年 No.12 掲載予定

仲野 誠